

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

- ◆告示 生活保護法による指定医療機関の名称の変更
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
肥料の登録
開発行為に関する工事の完了
解の指定の一部改正
- ◆選管告示 政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
教育委員会の招集
- ◆公安規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第三百七十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名	変更前	変更後	所在地	変更年月日
医療法人厚生会 森脇病院	医療法人厚生会 米子内科クリニック	米子市加茂町一丁目 一六番地	昭和五十五年 四月一日	

鳥取県告示第三百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
岡本歯科医院皆生診療所	米子市上福原一八三八一四	昭和五十五年三月十九日
木村歯科医院	境港市小篠津町八九三	昭和五十五年四月十五日
長谷歯科医院	八頭郡智頭町智頭一八六〇	"

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
岡本歯科医院皆生診療所	米子市上福原一八三八一四	全国	昭和五十五年三月十九日
木村歯科医院	境港市小篠津町八九三	"	昭和五十五年四月十五日
長谷歯科医院	八頭郡智頭町智頭一八六〇	"	"

鳥取県告示第三百七十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐伯 容子	鳥国医第二、四五六号	昭和五十五年四月八日
西本 明	鳥国医第二、四五七号	昭和五十五年四月九日
荒賀 茂	鳥国医第二、四五八号	昭和五十五年四月十一日

鳥取県告示第三百七十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)		生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四五八号肥料	中山町梨粒状複合肥料	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里	五・〇 七・〇 四・〇 三・八	西伯郡中山町下甲二九〇番地 中山町農業協同組合
鳥取県 第四五九号料五七五号	大栄梨粒状複合肥料	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里	五・〇 七・〇 五・〇 四・八	東伯郡大栄町由良宿五六一番地 大栄町農業協同組合
鳥取県 第四六〇号料五七四号	倉吉梨粒状複合肥料	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里	五・〇 七・〇 四・〇 三・八	倉吉市越殿町一四〇九番地 倉吉市農業協同組合
鳥取県 第四六一号肥料	赤碕町梨粒状複合肥料	窒素全量 うちアンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里	五・〇 一・〇 七・〇 三・〇 二・六	東伯郡赤碕町赤碕一九九七番地の一 赤碕町農業協同組合
鳥取県 第四六二号料七七五号	ぶどう粒状複合肥料	窒素全量 うちアンモニア性窒素 りん酸全量 うち可溶性りん酸	七・〇 三・〇 七・〇 三・〇	東伯郡大栄町由良宿五六一番地 大栄町農業協同組合

鳥取県 第四六三号料五八六号	ぶどう粒状複合肥料	窒素全量 りん酸全量 うちアンモニア性窒素 うち可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	五・〇 八・〇 一・〇 二・七 二・四 六・〇 五・八	倉吉市越殿町一四〇九番地 倉吉市農業協同組合
鳥取県 第四六四号一六号	ぶどう複合肥料四	窒素全量 りん酸全量 うち可溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	四・〇 一一・〇 四・五 二・七 六・〇 五・八	倉吉市越殿町一四〇九番地 倉吉市農業協同組合
鳥取県 第四六五号肥料	名和町梨粒状複合肥料	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里	五・〇 七・〇 四・〇 三・八	西伯郡名和町大字御来屋二六二番地の四 名和町農業協同組合
		窒素全量 うちアンモニア性窒素	六・〇 三・四	

鳥取県 第四六六号	くみあいほう素マ ンガン入り南大山 大根粒状配合肥料	うち硝酸性窒素 りん酸全量 うちく溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里 く溶性苦土 く溶性マンガ ん く溶性ほう素	二・〇 一八・〇 一八・〇 八・〇 五・〇 五・〇 二・〇 〇・三 〇・一	日野郡江府町大字江 尾二〇六一番地 江府町農業協同組合
--------------	----------------------------------	---	---	-----------------------------------

鳥取県告示第三百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年八月二十八日鳥取県指令受都計第二百六十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字西五反田ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市里仁三二番地三

世紀団地町内会会長 坂口栄作

鳥取県告示第三百七十九号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（解の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県大阪事務所 大防市北区中之島三丁目二の四」を「鳥取県大阪事務所 大阪市北区梅田一丁目一番三一二〇〇号」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考 その他の 政治団体
相沢英之米子市後援会	松田喜代次	足立 六郎	米子市加茂町二一九一	
相沢英之米子市陽光会	山田 惟恵	永見 令子	米子市加茂町二一九一	

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づ

相沢英之米子市青英会	東	肇津村	和也	米子市加茂町二一九一	"
谷口竹雄後援会	矢野	聯蔵谷口	肇	気高郡気高町浜村五五一 三七	"
野坂勉後援会	野本末治郎野坂	明典	西伯郡岸本町岸本二九〇	"	"
松永元一後援会	田山	亥八太田	繁市	西伯郡淀江町淀江五三〇 の一	"
岡部三郎後援会	野儀	久市中山	藤一	鳥取市古海八一九番地	"
山田義美後援会	西尾	久雄山田	重雄	岩美郡国府町谷一四の一	"
中曾勇後援会	福田	良大島	武夫	西伯郡岸本町大殿一四五 六	"
鳥取県理容政治連盟	井口	芳雄木下	昭	鳥取市今町二丁目二五六	"
小谷壽人後援会	市田	純数本	正克	倉吉市河原町一八〇〇	"
鳥取県身体障害者政治連盟	上根	帛蔵竹本	洋子	鳥取市湖山町三丁目二 七	"
西部みのり会	岩佐	和江	野千鶴代	米子市目久美町五二	"
中部みのり会	山根	日出子	尾崎喜代子	倉吉市昭和町一二〇の五	"
佐治村鳥栄会	岡村	功岡村	末廣	八頭郡佐治村春谷四五四 の一	"
徳安実蔵八頭青年会	湯ノ口	隆昭坂本	和久	八頭郡郡家町官谷二〇〇 の二	"
中嶋知義後援会	森	岩雄岸本	吉雄	岩美郡国府町美敷九一〇	"
全日電工政治連盟鳥取支部	安部	寛治	長谷川安弘	米子市錦町一丁目一四九	"
全国内水面政治連盟鳥取支部	野坂	一三池谷	豊歳	倉吉市上井五四六	"
鳥取県関口恵造薬剤師後援会	米山	英之助吉田	健	鳥取市吉方温泉一丁目一 二	"
関口恵造鳥取県後援会	八百谷	一洋江頭	輝治	鳥取市戎町三二五	"
渡辺武・やすだ睦美後援会	君野	駿平木下	豊	鳥取市寺町四二	"

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
相沢英之東部青英会	代表者	谷口 武	竹中由紀夫
茅野恒治後援会	主たる事務所の所在地	米子市角盤町一丁目一四六	米子市角盤町三丁目二七
すみ栄後援会	主たる事務所の所在地	米子市旗ヶ崎四〇七一	米子市旗ヶ崎五三五
自由民主党鳥取県支部連合会	代表者	小林国司	坂野重信
民社党鳥取県連合会	主たる事務所の所在地	鳥取市数津一六四	倉吉市上井町二丁目
"	代表者	井上 武	鈴木俊民
"	代表者	西尾義昭	福田虎蔵
自由民主党智頭支部	代表者	玉木久夫	寺谷英太郎
智頭町古井喜美後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡智頭町市瀬一五四〇	八頭郡智頭町南方一八三の一
"	代表者	大河原行省	寺谷英太郎
"	代表者	西川重徳	和田 進
相沢英之東部後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市今町二丁目一〇三	鳥取市永楽温泉町一六三
自由民主党江府町支部	代表者	岡田京三	藤原米治
自由民主党岸本町支部	主たる事務所の所在地	西伯郡岸本町吉長五六の二	西伯郡岸本町吉長
"	代表者	石橋 満	後藤秀雄
"	代表者	勝部 亮	後原邦雄

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考 その他の 政治団体
鳥取県社会保障推進連盟	福田 信雄	豊田 良雄	鳥取市扇町二一	
堀安成文後援会	吹野 茂吉	八原 武夫	米子市皆生一九二八 八頭郡智頭町大字南 方一一八三	
寺谷英太郎後援会	大河原行省和田 進			
山崎建治東部後援会	小出 英一	藤原精之助	鳥取市米町二三一	
山崎建治中部後援会	亀井 勇大原 忠治		倉吉市湊町一七三	
山崎建治西部後援会	井汲 盛夫	竹中 静夫	米子市西福原四九四	
山崎建治後援会	松岡 禎治	足立 勝治	鳥取市片原三丁目一〇一三	
鳥取県県住忠行後援会	米原 稜	高木 文子	鳥取市丸山町二四八 一一二	
宇田洋後援会	都田 一雄	山本 秀雄	西伯郡会見町天万九 八一	
小谷善高後援会	八木 秋穂	香川 五秀	倉吉市昭和町五二二	

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県社会保障推進連盟	堀安成文後援会	山崎建治東部後援会	山崎建治中部後援会	山崎建治西部後援会
報告年月日 昭和54年6月5日 (昭和54年5月31日解散) 1 収入総額 15,190円 2 支出総額 15,190 3 支出の内訳 その他の収入 43 1件10万円未満のもの 43 前年繰越額 15,147 4 支出の内訳 経常経費 1,050 事務所費 1,050 政治活動費 14,140 寄附、交付金 14,140	報告年月日 昭和54年6月30日 (昭和54年6月30日解散) 1 収入総額 0円 2 支出総額 0	報告年月日 昭和55年1月7日 (昭和54年12月31日解散) 1 収入総額 0円 2 支出総額 0	報告年月日 昭和55年1月7日 (昭和54年12月31日解散) 1 収入総額 0円 2 支出総額 0	報告年月日 昭和55年1月7日 (昭和54年12月31日解散) 1 収入総額 0円 2 支出総額 0

鳥取県黒住忠行後援会

報告年月日 昭和55年1月8日

(昭和54年12月31日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0

寺谷英太郎後援会

報告年月日 昭和54年12月24日

(昭和54年12月22日解散)

- 1 収入総額 195,250円
- 2 支出総額 195,250

3 収入の内訳

個人の党費、会費(364人)170,500

前年繰越額 24,750

4 支出の内訳

経常経費 2,350

事務所費 2,350

政治活動費 192,900

組織活動費 192,900

宇田洋後援会

報告年月日 昭和55年1月14日

(昭和54年12月31日解散)

- 1 収入総額 1,790,500円
- 2 支出総額 1,146,250

3 収入の内訳

前年繰越額 1,790,500

4 支出の内訳

経常経費 494,706

人件費 172,000

光熱水費 9,106

備品、消耗品費 5,600

事務所費 308,000

政治活動費 651,544

組織活動費 286,244

選挙関係費 350,000

調査研穂費 10,800

その他の経費 4,500

小谷善高後援会

報告年月日 昭和55年2月15日

(昭和51年4月25日解散)

- 1 収入総額 168,000円
- 2 支出総額 168,000

3 収入の内訳

寄附 168,000

個人分 168,000

4 支出の内訳

経常経費 114,000

人件費 30,000

光熱水費 5,000

備品、消耗品費 15,000

事務所費 64,000

政治活動費 54,000

機関紙誌の発行
その他の事業費 54,000

宣伝事業費 54,000

5 寄附の内訳

年間100万円以下のもの168,000

教育委員会告示

鳥取県教育委員会第三十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日 時

昭和五十五年五月一日(木) 午前十一時十五分

二 場 所

鳥取市東町一丁目二十七番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議 題

1 鳥取県心身障害児就学指導委員会委員の任免について

2 その他

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

鳥取県公安委員会規則第四号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表の表中

賞品一個につき き千五百円

を

賞品一個につき き二千五百円

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十五年五月一日から施行する。